

農地中間管理事業の推進に関する法律案に対する修正案要綱

第一 農業者等による協議の場の設置等

一 市町村は、当該市町村内の区域における農地中間管理事業の円滑な推進と地域との調和に配慮した農業の発展を図る観点から、当該市町村内の適切と認める区域ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者、当該区域における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、定期的に、農業者その他の当該区域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめ、公表するものとする。

(第二十六条第一項関係)

二 市町村は、一の協議に当たっては、新たに就農しようとする者を含め、幅広く農業者等の参加を求めよう努めるものとする。

(第二十六条第二項関係)

第二 検討規定の修正

一 政府は、この法律の施行後五年を目途として、農地中間管理事業及びこれに関連する事業に関し、その実施主体、これらの事業に対する国の財政措置の見直し(農地中間管理機構に対する賃料に係る助成

の見直しを含む。)その他のこれらの事業の在り方全般について検討を加え、その結果に基づいて必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする事。

(附則第二条第一項関係)

二 政府は第一の一の協議の結果の取りまとめの状況等を踏まえ、第一の一の協議の場に関し、そのより円滑な実施を図るための法制上の措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする事。

(附則第二条第二項関係)

第三 その他

その他所要の規定を整理すること。